令和５年度第１回大網白里市地域公共交通活性化協議会　次第

日時：令和５年６月１５日（木）10:00～
場所：保健文化センター３階ホール

１　開会
２　委員及び事務局紹介
３　会長挨拶
４　議　題
（１）令和４年度決算について
（２）大網白里市地域公共交通活性化協議会財務規定の改正について
（３）令和５年度予算（案）について
（４）地域公共交通計画認定申請について
（５）公共交通に関する市民アンケート（案）について
５　その他
６　閉会

配付資料
次第
大網白里市地域公共交通活性化協議会規約
委員名簿
席次
・議題及び報告資料
議題(1)令和４年度決算について資料１
議題(2)大網白里市地域公共交通活性化協議会財務規定新旧対照表資料２
議題(3)令和５年度予算（案）資料３
議題(4)地域公共交通計画認定申請書資料4-1～資料4-7
議題(5)公共交通に関する市民アンケート（案）資料５

大網白里市地域公共交通活性化協議会　委員名簿（R5年度）

区　分		役　　職　　等	氏　名	備考
1号委員	1	公募委員	永田（ナガタ） 英文（ヒデフミ）	
	2	公募委員	小野（オノ） 喜孝（ヨシタカ）	
	3	社会福祉法人　大網白里市社会福祉協議会　会長	永野（ナガノ） 和子（カズコ）	監査
	4	大網白里市区長会　副会長	吉田（ヨシダ） 豊孝（トヨタカ）	
	5	大網白里市商工会長　会長	久我（クガ） 一雄（カズオ）	監査
2号委員	6	小湊鉄道株式会社　執行役員　バス部長	深山（ミヤマ） 宏樹（ヒロキ）	
	7	千葉中央バス株式会社　取締役営業部長	中村（ナカムラ） 隆（タカシ）	
4号委員	8	秋葉タクシー有限会社　代表取締役社長	秋葉（アキバ） 秀太（シュウタ）	
5号委員	9	一般社団法人　千葉県バス協会　専務理事	成田（ナリタ） 斉（ヒトシ）	
6号委員	10	一般社団法人　千葉県タクシー協会東総支部 （有限会社つくもタクシー代表取締役）	糸日谷（イトヒヤ） 守（マモル）	
7号委員	11	小湊鉄道労働組合　書記長	清水（シミズ） 崇志（タカシ）	
8号委員	12	日本大学理工学部交通システム工学科　教授	轟（トドロキ） 朝幸（トモユキ）	会長
9号委員	13	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	小林（コバヤシ） 聡（サトル）	代理：山口様
10号委員	14	千葉県総合企画部交通計画課企画調整班長	小松（コマツ） 直人（ナオト）	代理：南様
11号委員	15	千葉県山武土木事務所長	荒木（アラキ） 健一（ケンイチ）	
12号委員	16	東金警察署交通課長	荒田（アラタ） 真也（シンヤ）	
13号委員	17	大網白里市副市長	堀江（ホリエ） 和彦（カズヒコ）	副会長
	18	大網白里市建設課参事	大塚（オオツカ） 好（ヨシミ）	

事務局長	大網白里市企画政策課長	飯高　謙一
事務局	大網白里市企画政策課副課長	久保　崇
	大網白里市企画政策課主査	齋藤　友康
	大網白里市企画政策課	弘中　圭介
	大網白里市企画政策課	山下　悟史

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第１条　大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を千葉県大網白里市大網１１５番地２に置く。

（業務）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。

(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。

(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(6) 前５号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

２　協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長１人

(2) 副会長１人

(3) 監査委員２人

３　会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

（役員）

第５条　会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第６条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民の代表者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(5) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者

(6) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

(8) 学識経験者

(9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

(10) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者

(11) 山武土木事務所長又はその指名する者

(12) 東金警察署長又はその指名する者

(13) 市長が指名する市職員

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、２年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

（会議）

第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

４　協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
５　前４項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（オブザーバー）
第９条　協議会には、オブザーバーを置くことができる。
２　オブザーバーは、大網白里市社会福祉課長及び高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。
３　オブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べることができる。

（協議結果の尊重義務）
第１０条　協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）
第１１条　協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）
第１２条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、大網白里市企画政策課に置く。
３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）
第１４条　協議会の運営に要する経費は、大網白里市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

（監査）

第１５条　監査委員は、協議会の出納監査を行う。

２　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１６条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第１７条　委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

２　報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の例による。

（協議会が解散した場合の措置）

第１８条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

（委任）

第１９条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２０年６月６日から施行する。

附　則

この規約は、平成２３年６月２９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２８年１０月２６日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年６月６日から施行する。

資料１

大網白里市地域公共交通活性化協議会
令和４年度決算書

１　歳　入　　（円）

款　項　目	予算額	決算額	説　　明
１　負担金	304,000	304,000	
１　負担金	304,000	304,000	
１　負担金	304,000	304,000	大網白里市負担金
２　補助金	0	0	
１　補助金	0	0	
１　補助金	0	0	
３　繰越金	124,000	124,040	
１　繰越金	124,000	124,040	
１　繰越金	124,000	124,040	前年度繰越金
４　諸収入	1,000	2	
１　諸収入	1,000	2	
１　雑入	1,000	2	預金利子
合　計	429,000	428,042	

２　歳　出　　（円）

款　項　目	予算額			決算額	説明
	予算額	流用	計		
１　運営費	304,000	0	304,000	237,989	
１　会議費	294,000	0	294,000	233,300	
１　会議費	294,000	0	294,000	233,300	委員報酬
２　事務費	10,000	0	10,000	4,689	
１　事務費	10,000	0	10,000	4,689	旅費、郵送費
２　事業費	0	0	0	0	
１　事業費	0	0	0	0	
１　事業費	0	0	0	0	
３　予備費	125,000	0	125,000	0	
１　予備費	125,000	0	125,000	0	
１　予備費	125,000	0	125,000	0	
合　計	429,000	0	429,000	237,989	

収支差引残額　428,042 円　－　237,989　＝　190,053 円（令和５年度へ繰越し）

監　査　報　告

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約第１５条第１項の規定により、令和４年度決算について帳簿及び関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和　５　年　４　月　20　日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

監査委員　久我一雄

監査委員　永野和

資料２

大網白里市地域公共交通活性化協議会財務規定　新旧対照表

改正後	改正前
大網白里市地域公共交通活性化協議会財務規程	大網白里市地域公共交通活性化協議会財務規程
（趣旨） 第１条　この規程は、大網白里市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第１５条の規定に基づき、大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規程は、大網白里市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第１５条の規定に基づき、大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。
（予算） 第２条　協議会の予算は、大網白里市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 ２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。 ３　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。 ４　会長は、第２項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大網白里市長に送付しなければならない。	（予算） 第２条　協議会の予算は、大網白里市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 ２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。 ３　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。 ４　会長は、第２項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大網白里市長に送付しなければならない。
（予算の補正） 第３条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。 ２　前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第４項の規定を準用する。	（予算の補正） 第３条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。 ２　前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第４項の規定を準用する。

改正後	改正前
（予算区分） 第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。 ２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。 ３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。	（予算区分） 第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。 ２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。 ３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。
（予算の流用及び予備費の充用） 第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、大網白里市の例によるものとする。 ２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。	（予算の流用及び予備費の充用） 第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、大網白里市の例によるものとする。 ２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。
（出納及び現金等の保管） 第６条　協議会の出納は、会長が行う。 ２　協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。	（出納及び現金等の保管） 第６条　協議会の出納は、会長が行う。 ２　協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。
（協議会出納員） 第７条　会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。 ２　協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。	（協議会出納員） 第７条　会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。 ２　協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。
（収入及び支出の手続）	（収入及び支出の手続）

改正後	改正前
第８条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大網白里市の例により行うものとする。 ２　協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。 (1) 予算整理簿 (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊 （決算等） 第９条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。 ２　会長は、前項の承認を得るに当たっては、協議会規約第１４条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。 ３　会長は、第１項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大網白里市長に送付しなければならない。 （委任） 第１０条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附　則 この規程は、平成２０年６月６日から施行する。 附　則 この規程は、平成２５年１月１日から施行する。 附　則 この規定は、令和５年４月１日から施行する。	第８条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大網白里市の例により行うものとする。 ２　協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。 (1) 予算整理簿 (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊 （決算等） 第９条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。 ２　会長は、前項の承認を得るに当たっては、協議会規約第１４条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。 ３　会長は、第１項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大網白里市長に送付しなければならない。 （委任） 第１０条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附　則 この規程は、平成２０年６月６日から施行する。 附　則 この規程は、平成２５年１月１日から施行する。

改正後

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1　負担金	1　負担金	1　負担金
2　補助金	1　補助金	1　補助金
3　繰越金	1　繰越金	1　繰越金
4　諸収入	1　諸収入	1　雑入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1　運営費	1　会議費	1　会議費
	2　事務費	1　事務費
2　事業費	1　事業費	1　事業費
3　負担金	1　負担金	1　負担金
4　予備費	1　予備費	1　予備費

改正前

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1　負担金	1　負担金	1　負担金
2　補助金	1　補助金	1　補助金
3　繰越金	1　繰越金	1　繰越金
4　諸収入	1　諸収入	1　雑入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1　運営費	1　会議費	1　会議費
	2　事務費	1　事務費
2　事業費	1　事業費	1　事業費
3　予備費	1　予備費	1　予備費

資料３

大網白里市地域公共交通活性化協議会　令和５年度当初予算（案）

１　歳　入

（千円）

款　項　目	令和５年度	令和４年度	比較	説　　明
負担金	158	304	△146	
負担金	158	304	△146	
負担金	158	304	△146	大網白里市負担金
補助金	8,758	0	8,758	
補助金	8,758	0	8,758	
補助金	8,758	0	8,758	国庫補助金
繰越金	190	124	66	
繰越金	190	124	66	
繰越金	190	124	66	前年度繰越金
諸収入	1	1	0	
諸収入	1	1	0	
雑入	1	1	0	預金利子
合　計	9,107	429	8,678	

歳入合計　９，１０７千円

２　歳　出

（千円）

款　項　目	令和５年度	令和４年度	比較	説明
運営費	304	304	0	
会議費	294	294	0	
会議費	294	294	0	委員報酬
事務費	10	10	0	
事務費	10	10	0	旅費、郵送費
負担金	8,758	0	8,758	
負担金	8,758	0	8,758	
負担金	8,758	0	8,758	コミバス運行負担金
予備費	45	125	△80	
予備費	45	125	△80	
予備費	45	125	△80	
合　計	9,107	429	8,678	

歳出合計　９，１０７千円

資料４－１

様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

大 交 協 第 〇 号
令和５年６月〇〇日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　大網白里市地域公共交通活性化協議会
住　　所　千葉県大網白里市大網 115 番地 2
代表者氏名　会長　轟　朝幸

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

資料４－２

大網白里市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

１．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
大網白里市地域公共交通計画　10、13～14、17、69～70、75、79 ページ
２．前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
大網白里市地域公共交通計画　10、13～14、17、69～70、75、79 ページ
３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
大網白里市地域公共交通計画　75、79 ページ
４．地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
大網白里市地域公共交通計画　82～84 ページ

（添付資料）
・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考
・要綱第１７条第１項
陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。
一　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
二　前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
三　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
四　地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

資料４－３

別紙

令和５年６月〇〇日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大網白里市では、平成２０年６月に「大網白里町地域公共交通活性化協議会」を設立。平成２１年３月には「大網白里町地域公共交通総合連携計画」を、平成２９年３月には「大網白里市地域公共交通網形成計画」を、令和４年３月には「大網白里市地域公共交通計画」を策定しこれらの計画に基づき、持続可能な公共交通の実現に向け、各種事業を実施してきた。

市内には、ＪＲ外房線及びＪＲ東金線、民間バス会社による路線バスが運行しているものの、鉄道駅やバス停留所が最寄り１kmにない公共交通空白地域が存在しており、これを解消するとともに、高齢者や運転免許自主返納者など、交通弱者の買い物や通院などの日常生活の交通手段を確保するのため、増穂地区及び白里地区にてコミュニティバスを運行している。

本市の高齢化率は年々上昇しており、交通弱者の増加が見込まれることから、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を確保・持続することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

①増穂地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
Ｒ６ （Ｒ５．１０～Ｒ６．９）	１便平均利用者数	８．５人
	１日平均利用者数	６８人
	年間利用者数	２４，８２０人
	収支率	２５．０％
Ｒ７ （Ｒ６．１０～Ｒ７．９）	１便平均利用者数	９．０人
	１日平均利用者数	７２人
	年間利用者数	２６，２８０人
	収支率	２７．０％
Ｒ８ （Ｒ７．１０～Ｒ８．９）	１便平均利用者数	９．５人
	１日平均利用者数	７６人
	年間利用者数	２７７４０人
	収支率	２９．０％
参考（実績値） Ｒ４ （Ｒ３．１０～Ｒ４．９）	１便平均利用者数	８．２人
	１日平均利用者数	６５．７人
	年間利用者数	２４，００６人
	収支率	２３．９％

②白里地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
Ｒ６ （Ｒ５．１０～Ｒ６．９）	１便平均利用者数	２．５人
	１日平均利用者数	１２．５人
	年間利用者数	３，０３７人
	収支率	１５．０％
Ｒ７ （Ｒ６．１０～Ｒ７．９）	１便平均利用者数	２．８人
	１日平均利用者数	１４．０人
	年間利用者数	３，４０２人
	収支率	１６．０％
Ｒ８ （Ｒ７．１０～Ｒ８．９）	１便平均利用者数	３．０人
	１日平均利用者数	１５．０人
	年間利用者数	３，６００人
	収支率	１７．０％
参考（実績値） Ｒ４ （Ｒ３．１０～Ｒ４．９）	１便平均利用者数	２．１人
	１日平均利用者数	１０．７人
	年間利用者数	２，６１３人
	収支率	１４．５％

（２）事業の効果

①増穂地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、増穂地区に存在する公共交通空白地域（清名幸谷、上谷新田、南横川等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

②白里地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、白里地区に存在する公共交通空白地域（北今泉５区、細草８区、四天木９区等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

（大網白里市地域公共交通計画　８２ページ参照）

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・運行便数、運行ルートの見直し（大網白里市、交通事業者、地域）
・バス停情報のオープンデータ化（大網白里市、交通事業者）
・商業施設等を連携した割引サービスや企画切符の発行（地元企業等、事業者、大網白里市）
・地元自治会等にモビリティ・マネジメントを実施（大網白里市、地域）

・コミュニティバスへの有料広告掲載（大網白里市、地域）

（大網白里市地域公共交通計画　７５ページ～８１ページ参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表１のとおり

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

市と運行事業者間で委託契約を締結し、毎月定額を市から運行事業者へ支出する。
増穂地区コミュニティバス：１８，５０４，１８３円（令和５年度支出予定額）
白里地区コミュニティバス：　７，６４２，６３８円（令和５年度支出予定額）

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支率について、数値指標による評価を実施

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添表５のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和５年６月 15 日　地域公共交通計画別紙等について協議、承認を得る。

19. 利用者等の意見の反映状況

【増穂地区コミュニティバス】
平成２４年４月の運行開始から複数回、ダイヤ改正やルートの見直しを実施しており、これらは、市民・利用者アンケートの結果や運行事業者とのヒアリング結果を基づき行ったものである。直近では、令和３年４月に、以前から利用者より要望があがっていたＩＣカードでの運賃支払いを導入した。

【白里地区コミュニティバス】
平成３０年１０月から開始した実証運行期間中に市民・利用者アンケートの結果を参考に、白里地区内だけでなく、大網市街地へ向かう運行ルートの設定を実施した。また、令和３年１０月の本格運行移行時には、利用状況や利用者意見を反映した運行計画へと変更を行った。

なお、両路線とも令和４年１１月より、更なる利便性向上を図るため、回数券を導入した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）　千葉県大網白里市大網１１５番地２
（所　属）　大網白里市企画政策課
（氏　名）　弘中　圭介
（電　話）　0475-70-0315
（e-mail）　kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

資料4－4

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大網白里市	千葉中央バス(株)	(1) 増穂地区コミュニティバス（左回り循環）	中部コミュニティセンター	清名幸谷 大網駅 南横川	中部コミュニティセンター	24.3km 循環	366日	1,464回			路線定期運行	①	大網駅でJR外房線及びJR東金線と接続。また、同バス停で地域間幹線系統小湊鐵道(株)大網駅～サンライズ九十九里線及び大網駅～白子車庫線と接続。	③
		(2) 増穂地区コミュニティバス（右回り循環）	中部コミュニティセンター	南横川 大網駅 清名幸谷	中部コミュニティセンター	24.3km 循環	366日	1,464回			路線定期運行	①	大網駅でJR外房線及びJR東金線と接続。また、同バス停で地域間幹線系統小湊鐵道(株)大網駅～サンライズ九十九里線及び大網駅～白子車庫線と接続。	③
	秋葉タクシー(有)	(3) 白里地区コミュニティバス	白里公民館	コスモス荘 大網病院	大網白里市役所	往 23.4km 復 23.4km	243日	607.5回			路線定期運行	①	大網駅でJR外房線及びJR東金線と接続。また、同バス停で地域間幹線系統小湊鐵道(株)大網駅～サンライズ九十九里線及び大網駅～白子車庫線と接続。	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

資料4－5

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大網白里市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	42,987
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大網白里市地域公共交通計画	令和4年3月15日	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表1別添　運行系統図

資料4－6

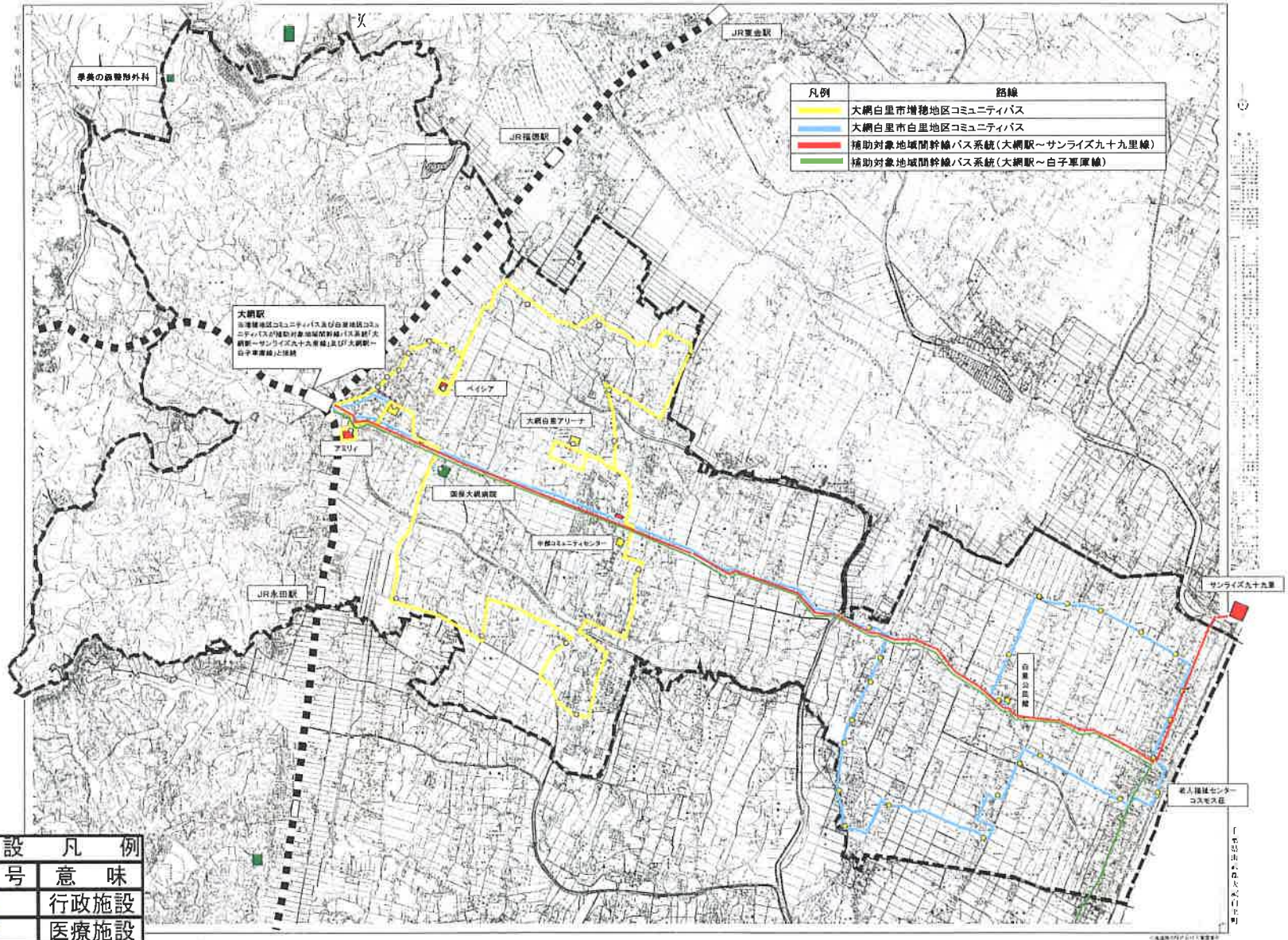

施設凡例	
記号	意味
□	行政施設
■	医療施設
■	商業施設

表5別添　人口集中地区の分布

資料４－７

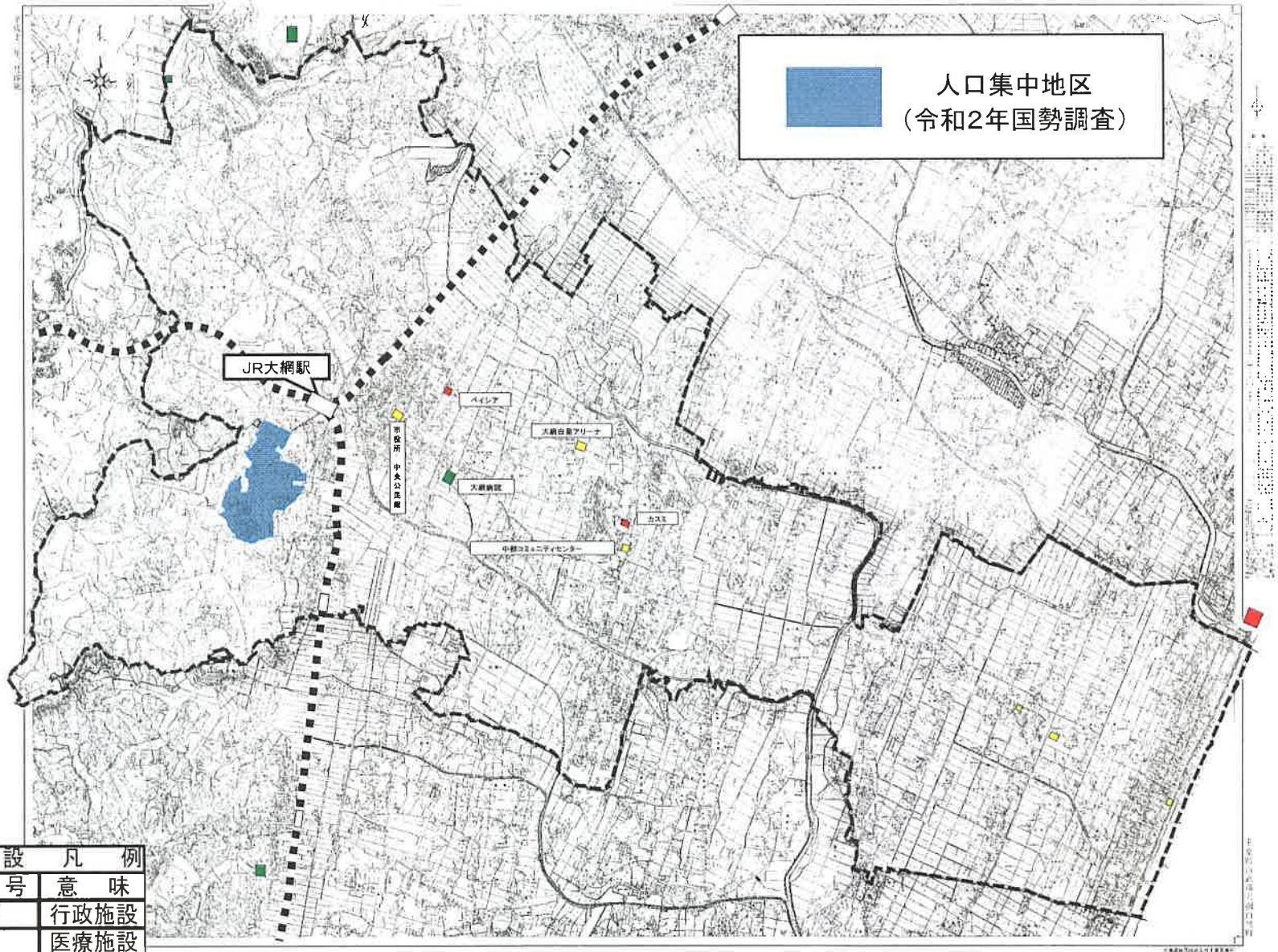

施設凡例	
記号	意味
□	行政施設
■	医療施設
■	商業施設

資料５

公共交通に関するアンケート調査

日頃より、市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大網白里市では、公共交通空白地域（鉄道駅や既存のバス停から１㎞以上離れた地域）の解消や、高齢者や運転免許自主返納者等の買い物、通院など日常生活の移動手段確保のため、増穂地区及び白里地区でコミュニティバスを運行しています。

しかしながら、今後の高齢化や運転免許自主返納者の増加等に対応していくには、既存の公共交通の利用促進を図るとともに、新たな移動手段の導入を検討していく必要があります。

そこで、市内全域の方を対象に公共交通に対するご意見やニーズを把握するためのアンケート調査を実施することといたしました。

ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。また、調査目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和５年７月

大網白里市長　　金　坂　昌　典

～～～～～ アンケート調査票記入にあたってのお願い ～～～～～

１．アンケート調査は、ご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。事情により、ご本人が書くことができない場合は、お手数ですが、ご家族の方が聞き取りによりお答え願います。

２．回答は番号に○印をつけていただくものと、ご記入いただくものがあります。カッコ内には、具体的な内容や数字をご記入ください。

ご記入が終わりましたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

●●月●●日（●曜日）までに郵便ポストにご投函ください（切手は不要です）。

＜アンケート調査に関する問い合わせ先＞

ご不明な点やご質問などがございましたら下記までご連絡ください。

大網白里市役所　企画政策課　政策推進班

電　話：０４７５（７０）０３１５（直通）

ＦＡＸ：０４７５（７２）８４５４

E-mail：kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

公共交通に関する市民アンケート調査票

「あなた自身」のことについてお聞かせください

問１　下記の設問ごとに、*あてはまるものに○をつけてください。カッコ内には具体的な内容や数字をご記入ください。*

（１）あなたの性別についてお聞きします。（○は１つ）

１．男　性　　２．女　性

（２）あなたの年齢についてお聞きします。（○は１つ）

１．１９歳以下	２．２０～２９歳	３．３０～３９歳	４．４０～４９歳	５．５０～５９歳
６．６０～６４歳	７．６５～６９歳	８．７０～７４歳	９．７５～７９歳	10．８０歳以上

（３）あなたのお住まいの住所をご記入ください。※番地の記入は不要です。

大網白里市（　　）

（４）あなたの職業についてお聞きします。（○は１つ）

１．会社員・公務員	２．自営業者	３．パート・アルバイト
４．専業主婦（夫）	５．高校生	６．大学・大学院・短大・専門学校生
７．無職	８．その他（　　）	

（５）あなたのお住まいの家族構成についてお聞きします。（○は１つ）

１．単身	２．夫婦のみ	３．２世代（例：親と子）
４．３世代（例：親と子と孫）	５．その他（　　）	

（６）あなたは運転免許をお持ちですか。（あてはまるもの全てに○）

１．普通自動車以上	２．自動二輪	３．原付	４．返納済み	５．持ったことがない

（７）運転免許をお持ちの方は、将来、免許返納を考えていますか。（○は１つ）

１．近いうちに返納する予定である	２．返納を考えているが、時期は未定である
３．現在は返納を考えていない	４．わからない

（８）あなたは自由に使える車両をお持ちですか。（あてはまるもの全てに○）

１．自動車	２．バイク・原付	３．自転車	４．持っていない

公共交通の利用についてお聞かせください

問２　鉄道の利用実態・意識・満足度について*お聞きします。*

（１）どのくらいの頻度で鉄道を利用していますか。（○は１つ）

１．週に５日以上	２．週に３～４日	３．週に１～２日
４．月に２～３日程度	５．年に数日程度	６．鉄道は利用しない⇒（３）へ

（２）鉄道を利用する目的は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．通勤	２．通学	３．買い物	４．通院
５．公共施設利用	６．金融機関利用	７．趣味・習い事・遊び	
８．その他（　　）			

（３）（１）で「６．鉄道は利用しない」と回答した方にお聞きします。鉄道を利用しない理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．自動車・バイクの移動手段がある	２．徒歩・自転車の移動手段がある
３．駅まで遠い	４．運賃が高い
５．駅までの交通手段がない	６．利用したい時間に運行してない
７．鉄道の利用方法がわからない	８．その他（　　）

（４）鉄道の運行サービスに対する満足度についてお聞きします。
（各項目ごとに１つだけ○をつけてください。）

運行本数	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運行時間帯	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
時刻表等の運行情報案内	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
駅の快適さ（バリアフリー等）	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
鉄道・バスとの乗継ぎやすさ	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない

問３　路線バスの利用実態・意識・満足度について*お聞きします。*

（１）どのくらいの頻度で路線バスを利用していますか。（○は１つ）

１．週に５日以上	２．週に３～４日	３．週に１～２日
４．月に２～３日程度	５．年に数日程度	６．路線バスは利用しない⇒（３）へ

（２）路線バスを利用する目的は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．通勤	２．通学	３．買い物	４．通院
５．公共施設利用	６．金融機関利用	７．趣味・習い事・遊び	
８．その他（　　）			

（３）（１）で「６．路線バスは利用しない」と回答した方にお聞きします。路線バス等を利用しない理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．自動車・バイクの移動手段がある	２．徒歩・自転車の移動手段がある
３．タクシーの方が便利	４．近くにバス停がない
５．運賃が高い	６．利用したい時間に運行してない
７．利用したい目的地へ行くバスがない	８．乗り降りの段差がつらい
９．時刻表・ルートがわからない	１０．バスに乗る習慣がない
１１．その他（　　）	

（４）路線バスの運行サービスに対する満足度についてお聞きします。
（各項目ごとに１つだけ○をつけてください。）

運行本数	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運行時間帯	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運行ルート	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運賃	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
鉄道・その他バスとの乗継ぎ	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
時刻表等の運行情報案内	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない

問４　タクシーの利用実態・意識・満足度についてお聞きします。

（１）どのくらいの頻度でタクシーを利用していますか。（○は１つ）

１．週に５日以上	２．週に３～４日	３．週に１～２日
４．月に２～３日程度	５．年に数日程度	６．タクシーは利用しない⇒（３）へ

（２）タクシーを利用する目的は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．通勤	２．通学	３．買い物	４．通院
５．公共施設利用	６．金融機関利用	７．趣味・習い事・遊び	
８．その他（　　）			

（３）（１）で「６．タクシーは利用しない」と回答した方にお聞きします。タクシーを利用しない理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．自動車・バイクの移動手段がある	２．徒歩・自転車の移動手段がある
３．タクシー以外の公共交通を利用する	４．料金が高い
５．タクシーの利用方法がわからない	６．その他（　　）

（４）タクシーの運行サービスに対する満足度についてお聞きします。
各項目ごとに１つだけ○をつけてください。

利用のしやすさ	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運賃	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
営業時間等の営業情報	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない

市の交通施策についてお聞かせください

路線バス等が運行していない地域の住民の移動手段を確保するため、地方自治体等が主体となりコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーを運行しています。

現在、本市では増穂地区と白里地区でコミュニティバスを運行しており、高齢者や運転免許自主返納者などの移動困難者の買い物や通院など日常生活の移動手段として利用されています。

問６及び問７では、今後の市の交通施策を検討するための設問となりますので、下記の資料を参考にしていただき、ご回答をお願いいたします。

	コミュニティバス	デマンド型乗合タクシー
本市の導入状況	導入済（増穂地区、白里地区）	未導入
運行主体	地方自治体（市）	地方自治体等
乗車方法	バス停で乗降 （一部区間では、バス停以外でも乗降可）	利用者登録した方が事前に予約して利用 （自宅や近隣のバス停から乗車し目的地へ移動）
運行車両	バスまたはマイクロバス等	タクシーまたはジャンボタクシー等
運行ルート	既定のルートを運行	利用者の目的地に応じて運行
運行時刻	既定の時刻表のとおり運行	利用者の予約時間に応じて運行
運賃	一律　増穂地区⇒一般２００円 白里地区⇒一般２００円 or５００円	一律（５００円～１，０００円程度） ※一般のタクシーよりは安価
メリット	・予約不要 ・定時運行のため予定が立てやすい ・運賃が安い	・自宅近くで乗車可能 ・ある程度、自分の使いたい時間に合わせて利用することができる ・一般のタクシーより安価
デメリット	・バス停まで行く必要がある ・運行時刻表に合わせて予定を立てる必要がある	・事前登録、事前予約が必要 ・予約状況によって利用できないことがある ・乗合で運行するため、目的地への到着時刻が前後することがある
その他	・国道や県道を除く交通量の少ない道路では、バス停以外でも乗降が可能	・予約には電話、パソコン、スマートフォンを使用

○デマンド型乗合タクシーの運行イメージ図

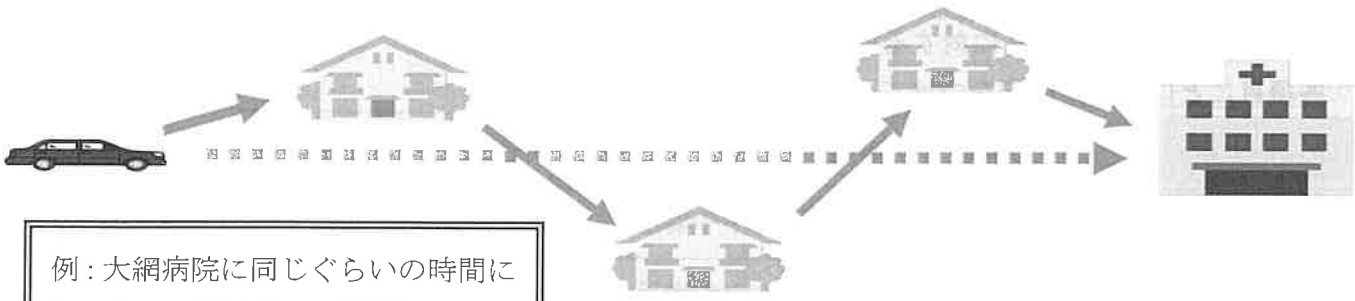

例：大網病院に同じぐらいの時間に行きたい方達が乗合で移動。

問５　コミュニティバスの利用実態・意識・満足度についてお聞きします。

（１）どのくらいの頻度でコミュニティバスを利用していますか。（○は１つ）

１．週に５日以上　　２．週に３～４日　　３．週に１～２日
４．月に２～３日程度　　５．年に数日程度　　６．コミュニティバスは利用しない⇒（３）へ

（２）コミュニティバスを利用する目的は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．通勤　　２．通学　　３．買い物　　４．通院
５．公共施設利用　　６．金融機関利用　　７．趣味・習い事・遊び
８．その他（　　）

（３）（１）で「６．コミュニティバスは利用しない」と回答した方にお聞きします。コミュニティバスを利用しない理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．自動車・バイクの移動手段がある　　２．徒歩・自転車の移動手段がある
３．タクシーの方が便利　　４．近くにバス停がない
５．運賃が高い　　６．利用した時間に運行してない
７．利用したい目的地へ行くバスがない　　８．乗り降りの段差がつらい
９．時刻表・ルートがわからない　　１０．バスに乗る習慣がない
１１．その他（　　）

（４）コミュニティバスの運行サービスに対する満足度についてお聞きします。
（各項目ごとに１つだけ○をつけてください。）

運行本数	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運行時間帯	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運行ルート	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
運賃	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
鉄道・その他バスとの乗継ぎ	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
時刻表等の運行情報案内	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない

問６　デマンド型乗合タクシーについてお聞きします。

（１）デマンド型乗合タクシーが導入されたら利用されますか。（○は１つ）

１．すぐに利用したい　２．将来的に利用したい（　　年後ぐらい）
３．利用しない⇒（８）へ

（２）デマンド型乗合タクシーをどのような時に利用したいと思いますか。（あてはまるもの全てに○）

１．通勤　　２．通学　　３．買い物　　４．通院
５．公共施設利用　　６．金融機関利用　　７．趣味・習い事・遊び
８．その他（　　）

（３）デマンド型乗合タクシーを利用して、自宅付近からどのあたりまで移動したいですか。
（あてはまるもの全てに○）

１．大網駅周辺	２．永田駅周辺
３．公共施設（施設名：　　）	
４．バス停（バス停名：　　）	
５．病院（病院名：　　）	
６．商業施設・スーパー（施設名：　　）	
７．その他（　　）	

（４）デマンド型乗合タクシーをどの程度の頻度で利用したいですか。（○は１つ）

１．毎日	２．週に３～４日	３．週に１～２日	４．月に１～２日	５．年に数日

（５）デマンド型乗合タクシーを利用したい理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

１．自動車の運転が難しい（不安・できない）から
２．家族や知人に送迎してもらうのが難しい（できない）から
３．自宅や自宅付近から利用できるから
４．自分の予定に合わせて利用できるから
５．利用したい目的地があるから
６．外出の機会が増えるから
７．価格が手頃だから
８．その他（　　）

（６）デマンド型乗合タクシーを利用する際、片道の運賃はいくらまで支払えますか。（○は１つ）

１．２００円～４００円	２．５００円～７００円
３．７００円～１，０００円	４．１，０００円以上

（７）デマンド型乗合タクシーを利用する際に不安なことはありますか。
（あてはまるもの全てに○）

１．出発時刻や到着時刻が早まったり遅くなったりすること
２．知らない方と乗合になること
３．パソコンやスマートフォンを利用した予約が必要なこと
４．予約に締切り時間があること
５．予約が取れない可能性があること
６．不安はない
７．わからない
８．その他（　　）

（8）（1）で「3．利用しない」と回答した方にお聞きします。利用しない理由は何ですか。
（あてはまるもの全てに○）

1．自家用車や自転車等で移動できるから
2．家族・知人等に自動車で送迎してもらえるから
3．予約が面倒だから
4．他人と乗合になるのが嫌だから
5．既存の公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス等）で移動できるから
6．予約が取れないことがあると困るから
7．指定された目的地（公共施設、病院、商業施設等）しか行けないから
8．その他（　　）

公共交通の今後のあり方についてお聞かせください

問7　公共交通施策について*お聞きします。*

（1）あなたの住む地域に導入した方がよいと思う交通施策は何ですか。（○は1つ）

1．コミュニティバスの運行
2．デマンド型乗合タクシーの運行
3．タクシーや路線バスの利用補助券（割引券）の交付
4．自治会やＮＰＯ法人等による移動支援サービス
5．自家用車（二輪・原付含む）で外出できるので交通施策は必要ない
6．家族・知人等の送迎で外出できるので交通施策は必要ない
7．その他（　　）

問8　公共交通の今後のあり方について*お聞きします。*

（1）公共交通に対する財政負担の考え方についてお聞きします。（○は1つ）

1．財政負担（税金の投入）は現状のまま維持し、運賃の値上げ等の利用者の負担で、公共交通を維持していくべき
2．市の財政負担を増額し、公共交通を維持していくべき
3．市が財政負担をするが、住民や企業等も協力して、公共交通を維持していくべき
4．公共交通を利用したい地域の住民が主体となり、必要な移動手段（コミュニティバス、乗合タクシー等）を導入し、市が導入に必要な支援を行うべき
5．わからない
6．その他（　　）

問９　公共交通に関するご意見・ご要望等について、自由にお書き下さい

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。
お手数をおかけいたしますが、同封の返信用封筒（切手不要）にて〇月〇日（〇）までに**アンケート調査票のみ**をご投函くださいますようお願いします。